

須玉小学校 いじめ防止基本方針

～いじめの被害者にも加害者にも傍観者にもさせないために～

平成26年3月制定(平成30年一部改訂)

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. はじめに〈「いじめ防止基本方針」策定に際して〉

北杜市立須玉小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条の次の規定に基づき、また「北杜市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校としての実効性ある「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等の対策に積極的に取り組んでいく。

法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ対策基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(H25施行 いじめ防止対策推進法より)

(2) いじめに関する基本的認識

いじめは、決して許される行為ではない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な人権問題だからである。

しかし、いじめは「どの子にも、どの学級にも起こりえるもの」「誰もが被害者にも加害者にもなりうるもの」という事実がある。

小学校4年生から中学3年生までの6年間の学校生活で「いじめ」に全く関わらなかった児童生徒はわずか1割であるという結果(国立教育政策研究所)も示されている。つまり、児童生徒の9割がなんらかのいじめに関わった(被害者・加害者・傍観者のいずれか)経験をもっているのである。

私たち須玉小教職員は、とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を最重要課題ととらえ、いじめ発生の未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見・早期対応に迅速に取り組んでいく覚悟である。

(3) いじめの態様とそれに対応する教職員の基本的姿勢

【いじめの態様】

- ・ いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない。
- ・ いじめは、教師や大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・ 外見的にはけんかに見えることや、一見悪ふざけに見えるような「ひやかし・からかい・無視・机を離す」といった行為でも、被害を受けている児童にとれば深刻な苦痛を感じている危険性がある。

【いじめ問題に対する私たち教職員の基本的な姿勢】

- ・ いじめは、絶対に許されない、人間として卑怯な行為である。
- ・ いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度で徹底する。
- ・ いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もありうるという考えは認められない。
- ・ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・ いじめは、個々の教職員による対応ではなく、学校組織として取り組むべきである。
- ・ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ・ いじめは、学校・家庭・地域社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ・ いじめは、解消後も注視が必要である。

Ⅱ. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するため、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。

なお、「いじめ防止対策委員会」は新たな機関の設置ではなく、従来の「校内委員会」を活用し、いじめ防止対策について集中して議論する委員会とする。

※「いじめ防止対策委員会」は北杜市共通の呼称

【いじめ防止対策委員会】

◎校長 ◎教頭 ◎教務主任 ◎生徒指導担当 ◎養護教諭
◎学年主任 ◎特別支援コーディネーター ◎当該学級担任
◎スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等（必要に応じて要請）

【組織の役割】

- 未然防止の推進など、学校の基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証及び情報交換
- いじめ事案に対する早期対応方策の検討・決定
- 重大事態への対応

【主な協議事項】

- 各学年ごとのいじめ事案に関する情報提供と事実関係の共有化を図る。「けんか・ひやかし・からかい・無視・机を離す」といった軽微な事実でも「いじめの兆候」として軽視しないで報告する。
- 「いじめアンケート（年2回）」の結果の分析と考察を行い、今後の取組について協議する。

定例の校内委員会〔いじめ防止対策委員会〕は、原則毎月1回開催する。また、いじめ事案発生時には緊急会議を招集する。会議後、協議内容を全職員へ報告（生徒指導担当より）を行い、事実関係の共通理解を図り、全校でいじめ解決に取り組んでいく。

【年間計画11回】

1 学期	4 / 19（月）	5 / 19（水）	6 / 9（水）	7 / 14（水）
2 学期	9 / 1（水）	10 / 11（月）	11 / 8（月）	12 / 8（水）
3 学期	1 / 19（水）	2 / 9（水）	3 / 9（水）	

Ⅲ. 未然防止の取組

1. 未然防止の基本な考え方

学校生活の中で、ほとんどの子どもは、いじめに巻き込まれる危険性が常に存在する。それゆえ、児童全員を対象にした事前の働きかけ、つまり未然防止の取組を行うことが、最も重要な対策になる。

国立教育政策研究所では、未然防止の基本として次のように示している。

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。
(生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」国立教育政策研究所)

いじめの未然防止は、とりたてて何か特別の取組をすることではない。

お互いに相手を思いやる学級の温かい雰囲気づくりに取り組むことであり、安心安全な楽しい学校生活を保証する日常の取組こそが最も重要な視点である。

また、学習規律を定着させ、心地よい緊張感のある学習空間の中で、誰もが活躍できる授業づくり（自己肯定感や自己有用感の醸成）を進めていくことが、いじめを起すにくい風土を醸成することにつながるのである。

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめは、障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、いじめが行われないよう、学校全体で見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解や学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災で被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2. 未然防止の手立て

学習活動において

- ◆授業の中で、安心して発言ができ、それが全員に温かく受け止められる学級をつくる。
- ◆一人一人に活躍の場が与えられ、努力を認め合える学級をつくる。
- ◆「分かる・できる・楽しい」を実感できる、成就感や充実感のある授業をつくる。
- ◆朝の読書のさらなる活性化を図る。
- ◆インターネットを使用する場合のルール・モラル・危険性等についての学習活動を、学年のに実態に応じて計画的に仕組む。(外部講師による親子学習会も含む。)

集団づくり・人間関係づくりにおいて

- ◆道徳授業の内容と方法の工夫改善を図り、「しなやかな心をもち、主体的に生きる子ども」を育成する。適時、授業の中でいじめに関する題材を取り上げ議論することによって、いじめを「しない」「させない」「許さない」という道徳的判断力・道徳的心情・道徳的実践を育む。また、教育活動全体を通して道徳教育を充実させる。
- ◆より良い学校生活を実現するため、「須玉小のきまり」や集団生活でのマナーを守って生活できる規律正しい子ども、また、がまん強い心をもつ子どもを育成する。
- ◆「あいさつ・返事・履き物そろえ」などの基本的生活習慣を、家庭との連携協力体制のもと全員に体得させる。

- ◆当番活動や係活動，委員会活動，縦割り班活動等を通して，自分に与えられた責任を最後まで果たす ことの大切さを自覚させる。
 - ◆各教科等の指導に当たって，社会奉仕体験や自然体験活動などの体験活動を適切に計画実践し，思いやる心・感謝の気持ち・協力し合うことの大切さを学ばせる。
 - ◆学校集会（５月・９月）の校長講話において，いじめ防止に関する内容の話をする。
- 保護者や地域への働きかけにおいて**
- ◆学年懇談会の中で，適時いじめ問題を取り上げたり，各種通信，ＨＰ等による広報活動を工夫したりすることにより，いじめ防止対策や対応についての啓発を図る。

 キーワードは「児童理解・自己有用感・絆づくり・居場所づくり」 

Ⅳ. 早期発見の取組

1. 早期発見の基本的な考え方

いじめは，その早期発見がすみやかな解決につながる。

しかし，いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起きるものであり，潜在化しやすいことを認識しなければならない。また，いじめは，時間が経過するにつれて，その真相が曖昧になり，実効性ある指導も困難になる。そのため，被害者の悩みは消えず，さらなる不幸な事態に発展する危険性を秘めている。

したがって，私たち教職員には，児童の些細な言動から，人間関係の小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを鋭敏に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

児童が示す小さな変化・危険信号を見逃さないために，次のような具体的な取組を適切に実施していきたい。

2. 早期発見の手立て

日常の学級経営の中で

- ◆‘けんか・ひやかし・からかい・無視・机離し’といった一見軽微に見える行為であっても，職員はアンテナを高くし，見て見ぬふりをしないで，すみやかに声かけをし対応する。
- ◆急な孤立化や徒党化など，友人関係の変化に留意し，すみやかに対応する。
- ◆児童の持ち物や金遣いの変化などを常に注視し，問題のある状況があれば指導する。
- ◆遅刻・早退・欠席の急増に注意し，風邪欠等の欠席が３日続いたら，電話連絡や家庭訪問等を実施する。

学校全体の取組として

- ◆年間２回（６月・１１月）の「学校生活アンケート」を実施し，児童同士の人間関係や個々の生の声・心情を把握し対応する。
- ◆２回の「学校生活アンケート」を踏まえ，６月と１１月に各学級で一週間程度の期間を設けて，児童との個人面談を実施する。⇒教育相談期間
- ◆「相談カード」に悩みなどを記入して投函できる相談箱を保健室内に設置する。相談内容を踏まえ，関係者ですみやかに対応していく。

 キーワードは「見守り・声かけ・見逃さない」 

V. いじめへの対応

1. いじめへの対応についての基本的な考え方

いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。その際、被害を受けた児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格と成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行っていく。また、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応にあたる。

2. いじめが起きた場合の対応

いじめの事実確認においては、いじめを行うに至った理由や経緯、心情などについて、人権に配慮しながら慎重に聞き取る。いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目にふれないようにし、場所や時間などに慎重に配慮する。また、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。保護者へは、複数の教員で対応にあたり、事実関係に基づいて懇切・丁寧な姿勢で説明する。

(1) いじめを受けている児童に対して

- ・ 事実を確認し、当該児童の心情に配慮し、共感的な態度で接し、心の安定を図る。
- ・ 「秘密を守ること」「最後まで守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決すると伝え、希望を持たせる。
- ・ 自信をもたせるような言葉かけを行い、自尊感情を失わないよう留意する。

(2) いじめを受けている児童の保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針を説明し、今後の対応に関して保護者の考えをうかがう。
- ・ 保護者の心情を共感的に受け止めながら、解決に向かって適切に取り組んでいくことを伝える。
- ・ 児童の家庭における様子・変化に注意していただくようお願いし、些細なことでも相談してほしい旨を伝える。

(3) いじめを行った児童に対して

- ・ いじめをするまでの経緯やいじめを行った時の気持ちなどについて聞き、事実の背景にあるものをきめ細かに把握する。
- ・ いじめが人として絶対にしてはいけない許されない行為であることを粘り強く毅然とした指導を行う。
- ・ 心理的な疎外感や孤独感を与えないよう教育的配慮のもとに指導にあたる。

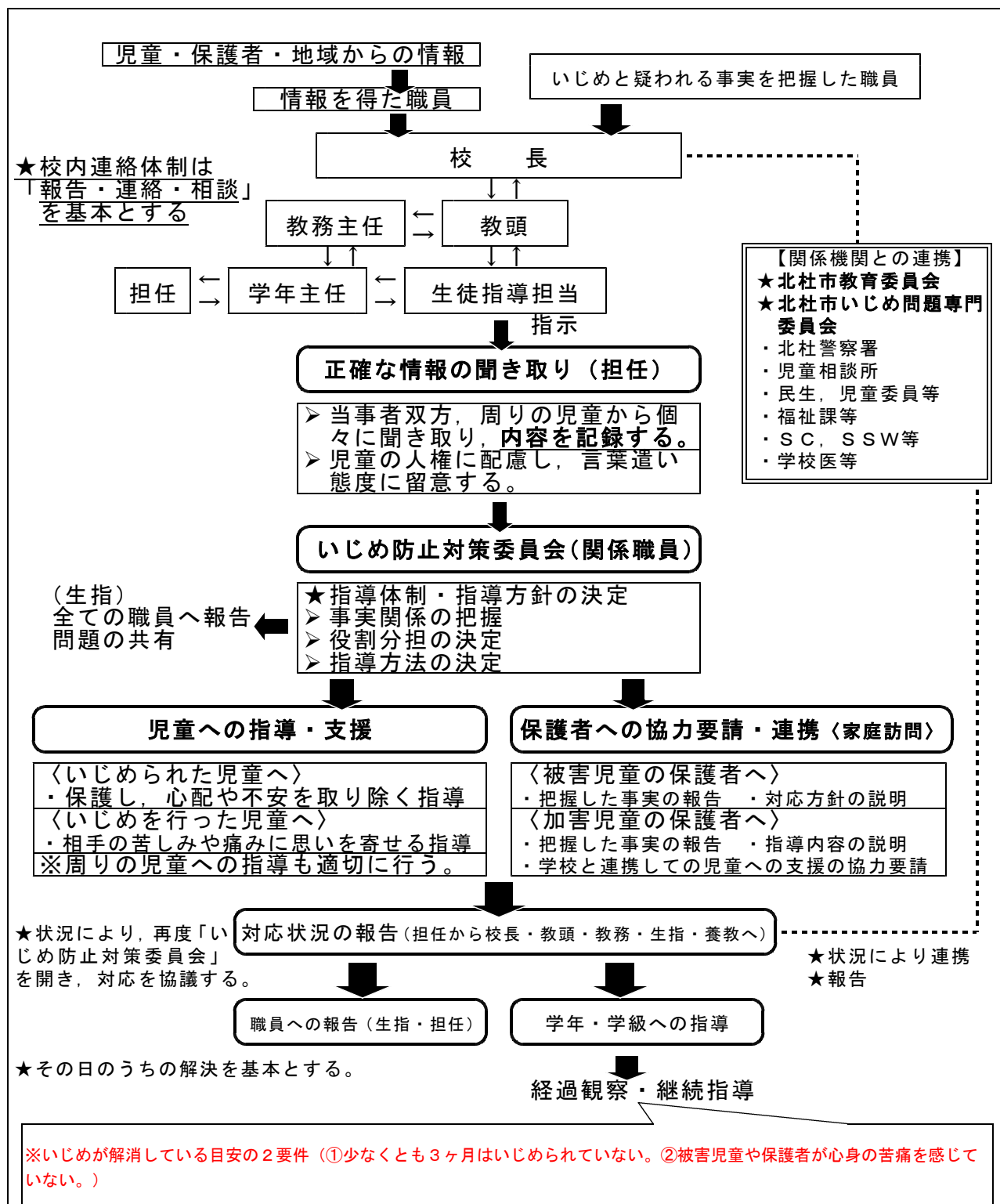
(4) いじめを行った児童の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を懇切丁寧に説明し、状況を理解していただく。
- ・ いじめを受けている児童のつらい心情を伝え、より良い解決を図ろうとする決意を真摯に伝え理解を得る。
- ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、行為の重大さを認識させ、今後の家庭における指導を依頼する。

(5) 周りにいる児童に対して

- ・ いじめを見た児童児童には、はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も「いじめを肯定していることと同じである」ことを伝える。
- ・ 親や教師にいじめを訴えることは、正義感と勇気のある行動であることを伝える。
- ・ 学年や学級全体に対して、「いじめは人として絶対に許されない卑怯な行為である」「いじめを行う人間は心の弱い人間である」ことを伝える。

3. いじめ事案に対する対応の流れ・フロー図



Ⅵ. 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 - 3 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
- いじめ防止対策推進法 第28条より

2 重大事態対応フロー図・**学校用**

（文部科学省・国立教育政策研究所 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり」より抜粋）

いじめの疑いに関する情報

- ・ 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの事実の調査を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

● **学校の下に、重大事態の調査組織を設置**

- ※専門的知識・経験を有した、いじめ事案との利害関係を有しない第三者の参加
- ※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● **調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施**

- ※事実関係を網羅的に明確にする。客観的な事実関係を調査する。
- ※調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢が重要。
- ※学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施。

● **いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供**

- ※明らかになった事実関係について、情報を適切に提供
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※アンケートは調査の旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● **調査結果を学校の設置者に報告 ※設置者から地方公共団体の長等に報告**

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● **調査結果を踏まえた必要な措置**

学校の設置者が調査主体となる場合

● **設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力**

Ⅶ. その他の留意事項

1. 校内研修を充実する

年間計画に位置づけて、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、職員全員のいじめに関する知識や対応能力の向上を図る。

◆期日 令和元年 8 月

◆内容 事例研究・文献研究等

2. 校務の効率化を図り、児童理解を深める。

事務の簡素化や会議の効率化などを図り、可能な限り児童と向き合う時間・ふれあう時間を多く確保する。そのことにより、個々の児童理解を深め、学級の人間関係を適切に把握する。

◆パソコンのネットワーク（掲示板）による諸連絡の共有

◆職員朝礼（原則水曜日のみ。連絡事項のみとする。） ◆職員終礼（原則金曜日のみ）

◆諸 会 議（資料は事前に配布。可能な限り事前に一読。書いてあることについては、原則読まない。議する項目は、内容により適切な時間配分を設定する。）

3. 家庭や地域との連携を重視する

いじめの防止について、各種通信や懇談会等を通して、家庭への啓発を行う。

その際、次の「いじめ防止対策推進法 第九条」の内容を取り上げ、理解と協力を得る。

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

なお、パトロールボランティアの皆さんをはじめ地域住民に対しては、登下校の見守りや「あいさつ」など積極的な声かけなどをお願いするとともに、善悪の判断力など規範意識の育成にもご協力をいただけるようお願いする。

4. 懲戒権を適切に行使する

学校教育法第 11 条の規定に基づき、教育上必要があると認めるときは、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒権を行使する。

その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促していく。

5. いじめ防止基本方針を見直す。

定期的に（年に 1 度）基本方針を見直し、須玉小の実情に合っているかどうかを点検する。（PDCA サイクルによる見直し）